

インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）の費用
 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群
 又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）の費用

血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の費用

四 介護老人保健施設入所者について算定できないリハビリテーション

別表第十二第二号に掲げるリハビリテーション

五 介護老人保健施設入所者について算定できない処置

別表第十二第三号に掲げる処置

六 介護老人保健施設入所者について算定できない手術

別表第十二第四号に掲げる手術

七 介護老人保健施設入所者について算定できない麻酔

別表第十二第五号に掲げる麻酔

第十七 経過措置

一 令和四年三月三十一日において現にがん患者指導管理料に係る届出を行っている保険医療機関
 については、同年九月三十日までの間に限り、第三の二の⑫のイの②に該当するものとみなす（入
 院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に係る場合を除く。）。

二 令和四年三月三十一日において現に在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る届出を
 行っている保険医療機関については、同年九月三十日までの間に限り、第三の六の(1)のワ、(2)の
 ヲ若しくは(3)のル又は第四の一の(1)のワ、(2)のヲ若しくは(3)のルに該当するものとみなす。

三 第十五の五の二の(1)に係る規定は、令和四年九月三十日までの間に限り、なお従前の例による。
 別表第一から別表第十三までを次のように改める。

別表第一 特定疾患療養管理料並びに処方料並びに処方箋料の特定疾患処方管理加算1及び特定疾患
 処方管理加算2に規定する疾患

結核

悪性新生物

甲状腺障害

処置後甲状腺機能低下症

糖尿病

スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害

ムコ脂質症

リポ蛋白代謝障害及びその他の脂（質）血症

リポジストロフィー

ローノア・ペンソード腺脂肪腫症

高血圧性疾患

虚血性心疾患

不整脈

心不全

脳血管疾患

一過性脳虚血発作及び関連症候群

単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎

詳細不明の慢性気管支炎

その他の慢性閉塞性肺疾患

肺気腫

喘息

喘息発作重積状態

気管支拡張症

胃潰瘍

十二指腸潰瘍

胃炎及び十二指腸炎

肝疾患（経過が慢性なものに限る。）

慢性ウイルス肝炎

アルコール性慢性膵炎

その他の慢性膵炎

思春期早発症

性染色体異常

別表第二 特定疾患治療管理料に規定する疾患等

一 特定薬剤治療管理料1の対象患者

(1) テオフィリン製剤を投与している患者

(2) 不整脈用剤を投与している患者

(3) ハロペリドール製剤又はプロムペリドール製剤を投与している患者

(4) リチウム製剤を投与している患者

(5) 免疫抑制剤を投与している患者

(6) サリチル酸系製剤を投与している若年性関節リウマチ、リウマチ熱又は関節リウマチの患者

(7) メトトレキサートを投与している悪性腫瘍の患者

(8) アミノ配糖体抗生物質、グリコペプチド系抗生物質又はトリアゾール系抗真菌剤を投与して

いる入院中の患者

(9) イマチニブを投与している患者

(10) シロリムス製剤を投与している患者

(11) スニチニブを投与している患者

(12) 治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している患者

(13) (1)から(12)までに掲げる患者に準ずるもの

二 小児特定疾患カウンセリング料の対象患者

十八歳未満の気分障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体的要因に関連した行動症候

群、心理的発達障害又は小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害の患者

三 削除

四 皮膚科特定疾患指導管理料(I)の対象疾患

天疱瘡

類天疱瘡

エリテマトーデス（紅斑性狼瘡）

紅皮症

尋常性乾癬

掌蹠膿疱症

先天性魚鱗癬

類乾癬

扁平苔癬

結節性痒疹その他の痒疹（慢性型で経過が一年以上のものに限る。）